第３　農地の有効利用

第３　農地の有効利用

１．交換分合事業及び附帯農道等整備事業

農用地等が零細で分散度のはなはだしい地域を対象に，農業生産基盤の整備と農業構造の改善を図ることを目的として昭和２４年度より農用地等の集団化事業(事業主体は農業委員会)を行い，昭和３４年度からその効果をより高めるための附帯農道等整備事業（事業主体は市町村）を行っている。

交換分合事業は，所有権以外の権利相互の交換に併せ，新たな所有権移転，利用権設定及び農作業受委託の取組活動を行い，地区全体としての農用地の集団化を図るとともに，育成すべき経営体への農用地の利用集積を促進することを内容とする事業である。地域水田農業整備型交換分合は２か年，その他の交換分合は３か年で実施するものである。

また，附帯農道等整備事業は，交換分合と一体的計画のもとに農道，客土，暗渠排水，ほ場均平工，農業用排水施設の整備を行うものである。

両事業ともに平成５年以降実施されていなかったが，平成２４年度に銚子市の県営ほ場整備事業において交換分合事業が約1.0ha実施された。

その結果，これまでの交換分合事業の実績は延べ７３市町村３５０地区51,250.6ha，附帯農道等整備事業については，２８市町村６０地区111,835mとなった。